

答 申 書

(答 申 第 372 号)

令和5年(2023年)5月17日

特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について(答申)

北海道情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年北海道条例第7号)第2条第1項第3号の規定により、令和5年(2023年)3月3日付け教高第2893号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、次のとおり意見を付し、諮問の内容は適当なものであると認めます。

記

評価実施機関	北海道教育委員会
事務担当課	教育庁学校教育局高校教育課
評価書名	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立学校)重点項目評価書
保有することとなる特定個人情報ファイル名	就学支援金特定個人情報照会ファイル
点検結果(総評)	<p>北海道特定個人情報保護評価実施要綱(以下「実施要綱」という。)第9の2(2)の「審議の観点」に基づき個別に内容を審査したところ、事務担当課においては、下記意見のとおり一部の事務手続について瑕疵が認められたものの、特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析しているとともに、リスクを軽減させるための措置についても、適切に講じているものと認められる。</p> <p>また、道民等の信頼の確保のため、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に記載しており、特段の問題は認められないものと考えられる。</p>
意見	<p>実施要綱第6の2(2)では、事務担当課は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価(以下「評価」という。)を再実施するものとするを規定しているところ、本件事務において、再実施の手続を踏まずに特定個人情報ファイルの取扱いを一部変更していることが確認された。</p> <p>この点について、事務担当課は、当該変更は特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させるものであるとして、重要な変更には該当しないと判断し、事前に評価の再実施を行わなかったと主張するが、当審査会としては、これを容認することは難しく、評価が、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止や道民等の信頼の確保を目的としていることに鑑みると、本件における事務担当課の対応に不適切な部分があったといわざるを得ないことから、今後は、制度の趣旨を十分に理解した上で、実施要綱等に基づき、より厳格に運用するよう求める。</p>